

# 学体連会報

発 行 所

東京都渋谷区代々木神園3番1号

オリンピック記念青少年総合センター

分室 品川区五反田2-2-16

富久屋・ニッカ共同ビル5階

財団法人日本学校体育研究連合会

代 表 者

会 長 今 村 嘉 雄

## 創 刊 に あ た っ て

会 長 今 村 嘉 雄

日本学校体育研究連合会（略称「学体連」）は本年度を期し、従来の機関誌「学校体育研究」の有償配布を無償配布とし、新たに「学体連会報」（無償）を配布して加入各団体や会員諸君との情報交換を密接にすることを約束したのですが、「寄附行為改正」等の問題処理のため大変おくれでしまい、ここによりやく第1号をお届けすることになりました。

本連合会の組織強化は年来の悲願でしたが、全国加入の実現は容易なことではありませんでした。今夏は休暇を返上して北海道東北をはじめ中部、近畿、四国、九州を遍歴しましたが、本連合会の存在をはじめて知ったという体育人も少なくなかったことには一驚しました。理事・評議員諸君の並々ならぬご協力もあって、1～2県を除いて加入実現をはたすことができたことは同慶の至りです。それだけに役員一同責任のきわめて重大であることを一入身にしみて感じています。本部の組

織も小・中・高等学校部会としてまとまりましたし、運営面では総務（外渉を含む）、研究、編集、施設用具・用品、事業の各部門を設け、加入団体への研究・教育活動援助にも、一応のめどがたつようにまりました。

わたくしたち体育の仕事にたずさわるものは、たとえ銅臭に充ちた汚世の中にあっても体育報国の情熱は失わないでいきたい。余命少ないわたし自身、かたくそのように自分に云い聞かせています。体育者がほんとうに、その真価を問われるのは、まさに「今」ではないでしょうか。



## 財団法人 日本学校体育研究連合会の性格

理 事 長  
(東京都立杉並高等学校長)

重 田

### 1. 財団法人日本学校体育研究連合会(学体連)の沿革概要

昭和21年12月、日本体育指導者連盟が発足(会長大石武一先生)(25年2月23日、これが財団法人となった。基本金30万円。昭和37年10月、財団法人日本学校体育研究連合会となる。日本全国の研究成果の交流と、未解決な問題に対する研究促進のための全国的組織を確立して、学校体育の飛躍的發展を期する必要があったからである。従って、その目的には、(1)学校体育の研究調査、(2)学校体育に関する研究、(3)指導者の資質の向上、(4)学校体育研究団体との連絡提携、(5)以上によって学校体育の振興に寄与することが挙げられている。

### 2. 学体連の実績と性格変更

(1)全国学校体育研究大会の開催(今年は第15回、11月25・26日、滋賀県大津市)。(2)体育優良校・功労者の表彰、全国大会の折(それぞれ、第26回、第6回)。(3)講習会の開催。(4)機関誌「学校体育研究」誌発行。今年度より年2回。無償。(5)今年度から新たに年2回会報発行。無償。(6)その他。

以上が学体連の実績であるが、近年各種の事業遂行に当って必要な経費が逼迫し、このままでは自滅の道を迎えるより他なしという状態になって来た。これが打開の道は、学体連の性格を変えて、主として加盟団体の体育活動ならびに体育研究活動を助成することを目的の第1にかかげることにあるとしたのである。金なくして仕事なし。法的に正しく、綺麗な金を得ることによって、都道府県の活動を援助しよう。そのためには寄付してく

れる個人または団体が、寄付金に見合う税金をとられないようにするてだてはないものかという発想のもと、試験研究法人の認可を取得するため、申請中である。

### 3. 研究助成の具体的内容

本連合会の第一の目的である研究助成の具体的内容をご紹介しますと次の通りである。

(1)加盟団体への研究助成。(2)ブロック別研修の助成。(3)研究指定校への助成。(4)各国における学校体育の比較研究への助成。(5)教材の中央研修会への助成。(6)研究成果の発表。(7)優秀研究者およびグループの特別表彰(従来の優良校・功労者の表彰に加えて、これを実施する)。(8)海外研修の助成。(9)日本教育研究団体連合会に対しての表彰・推せん。(10)その他。

たいへん盛り沢山の助成内容ですが、大方のご協力を得て、一步一步完全実現へと努力して参りたいと存じております。

### 4. 体育用具・用品にたいする研究開発

本連合会における研究活動として、すでに「体育スポーツ衣料」および「運動器具・器械」の各研究会があり、この面の研究・開発・推せんを行っています。

### お 願 い !!

創刊号、遅くなって済みませんでした。

次回は1月になります。

各支部の活動状況を編集部までお寄せ下さいますようお願い致します。

財団法人 日本学校体育研究連合会

寄 附 行 為 変 更 条 項

第 1 章 総 則

名 称

第 1 条 この法人は、財団法人日本学校体育研究連合会という。

事 務 所

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区代々木神園町 3 番 1 号オリンピック記念青少年総合センター内に置く。

第 2 章 目的および事業

目 的

第 3 条 この法人は、学校における体育活動ならびに体育研究活動に必要な援助を行い、あわせて学校体育指導者の資質向上を図り、もって学校体育の発展に寄与することを目的とする。

事 業

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学校における体育活動の援助
2. 学校における体育に関する研究活動の援助
3. 学校体育に関する調査・研究成果の発表
4. 研究大会・講習会等の開催
5. 加盟団体の活動援助
6. 体育優良校ならびに体育功労者の表彰
7. 体育施設用具・用品等に関する研究
8. 優良体育施設用具・用品等の認定ならびに推薦
9. その他この法人の目的を達成するために

必要な事業

第 3 章 加盟団体および賛助会員

加盟団体

第 5 条 この法人は、各都道府県を総括代表する学校体育研究団体を加盟団体とする。但し、事情により、各都道府県を学校段階別に代表する学校体育研究団体を加盟団体とすることができる。

2. 加盟にあたっては、理事会の議決を経なければならない。
3. 加盟団体が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出し、理事会および評議員会の議決を経なければならない。
4. 加盟団体が、第 5 条の規定により資格を失ったとき、またはこの法人の加盟団体として不適当と認められたとき、会長は理事会および評議員会の議決を経て、これを退会させることができる。
5. 加盟団体は、毎年、別に定める分担金を納めなければならない。  
(2) 一たん納めた分担金は、反還しない。

賛助会員

第 6 条 この法人に、賛助会員をおくことができる。

2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同して、その事業を賛助する個人または団体をいう。
3. 賛助会員は、賛助会費を納入するものとする。

(以下省略)

## 地方だより

### 《神奈川県》

本年度の研究校その他研究の目標を下記の通りにし推進している。

#### ◇ 小学校

川崎市立高津小学校（学校長・田辺 治）

- 運動の特性をふまえた体操・ボール運動の指導について。

藤野町立牧郷小学校（学校長・佐藤光一）

- ひとりひとりの体力や技能を高める指導はどのようにしたらよいか。

#### ◇ 中学校

秦野市立大根中学校（学校長・佐藤政吉）

- ひとりひとりの体力や技能を高める指導はどのようにしたらよいか。

#### ◇ 高等学校

県立旭高等学校（学校長・下山信一）

- 自由時における持久走による体力づくりと体育の校内行事のすすめ方について。

### 《福井県》

本県の本年度の体育行事の予定を下記の通りに活動しております。

#### ◇ 体育行事

8月3日 へき地小規模（含特殊学級）体育指導者講習会

8月23・24日 学校体育実技伝達講習会

11月9・10日 女子体育実技講習会

2月15日 福井県学校体育研究大会

#### ◇ 研究発表校

11月11日 福井市文殊小学校

（明るく強くたくましい子をめざして）

11月2日 敦賀市栗野小学校

（ねばり強さとたしかな力を身につける体育指導）

10月12日 勝山市平泉寺小学校

（ひとりひとりが課題をもち全力を出しきる体育学習）

10月22日 松岡町御陵小学校

（意欲を高め主体性を育てる体育指導）

10月15日 坂井町木部小学校

（積極的にみんなで体力づくりに励む子どもをめざして）

10月13日 今庄町宅良小学校

（はげまし合って気力・体力づくりにとりくむ子をめざして）

10月7日 鯖江市鯖江中学校

（大規模校における効果的な体力づくり）

10月19日 和泉村朝日中学校

（小規模校における気力・体力づくりをめざす教科外体育の生活化）

10月21日 福井市足羽中学校

（学校体育を通してひとりひとりの豊かな人間性を育てる）

11月10日 名田屋村名田屋中学校

（体力・気力および技能を高める体育活動）

### 《大阪府》

#### ◇ 学校保健関係

10月上旬～下旬 学校保健講習会

近畿学校医連絡協議会

10月30日 第24回大阪府学校保健研究大会

11月上旬 よい歯の学校表彰

12月 府立高校保健会学校医会全体研修会

府養護教諭研修会

1月 第26回府立高校保健研究発表大会

2月5日 府学校医・学校歯科医・学校薬剤師研修会

第13回府保健主事研修会（未定）

府立高等学校保健会保健主事部会総会（未定）

3月8日 昭和52年度府立学校健康診断実施要項説明会

府立高校保健会養護教諭部会総会（未定）

3月10日 昭和52年度市町村教委学校保健事務担当会議

#### ◇ 学校体育関係

10月 学校体育実技講習会（種目未定）

下旬 府立学校保健体育研修講座（後期4回）

11月23日 第30回大阪府教職員体育大会

1月中旬 大阪高等学校総合体育大会

下旬 大阪小中学校体育研究会研究発表会

冬季学校体育実技指導者講習会

3月1日 府立学校保健体育科代表者会議

3月3日 保健・体育・給食担当指導主事研修会

### 《鹿児島県》

学校体育が直面している課題は、児童・生徒の調和のとれた健康づくり・体力づくりを学校経営全体の立場で

いかに計画し取り組んでいくにある。また同時にへき地小規模学校のもつ特殊性からくる体育指導上の諸問題、小学校におけるダンスの指導の内容や指導法に関する問題、並びに中・高等学校の指導内容のとらえ方や、効果的な指導法等問題があり、これらの改善策を見出すことが急務である。そこでこれらの課題に対して、本年度は下記のようなテーマを設定し研究を進めていきたい。

◇ 小学校の部

- (1) 学校全体あげての健康づくり・体力づくり指導

- (2) 小規模学校における体育の効果的な学習指導

- (3) ダンスの効果的な学習指導

◇ 中学校の部

- (1) 学校全体あげての健康づくり・体力づくり指導

- (2) 各種運動領域の特性を生かす効果的な学習指導

◇ 高等学校の部

- (1) 学校全体あげての健康づくり・体力づくり指導

- (2) 各運動領域の技術構造を踏まえた効果的な学習指導

講

習

会

— 第7回全国学校体育指導者講習会 —

誰もが知りたい「体操」、最近とくに関心を集めている「新体操」を中心に昨年に引き続き、理論と実技を通して合理的な指導法を研修する講習会を今年は大阪と東京との二つの会場を設定し実施することにしました。

◇ 大 阪 会 場 ◇

8月19日(木)・20日(金)

於 大阪市立千島体育館

快晴で30度を越す炎天下にもかかわらず100名内外の参集を得ておこなわれた。会場は大阪市内環状線の大正駅下車、バスにて10分、大正区役所横の市立千島体育館がであられ、9時開館・受付というのに4.50分前からご参集いただいて、先生がたの熱心さが熱気と共にうかがえることでした。

9時30分開会宣言 司会 稲葉先生(府立北野高校)

1.会長挨拶 館野先生

(日本学校体育研究連合会副会長  
大阪府学校体育連合会長)

2.激励のこたば 尾崎先生(大阪府保健体育課長)

3.講師紹介 遠山喜一郎

(千葉大学名誉教授  
東京女子体育大学教授)

" 福富たか子(富士見高等学校)

" 川向 妙子(東海大学)

以上の開講式が終り、10時より愈々遠山講師による理論の講義を皮切りに「学ぶ先生がた」、役員の先生(館野会長をはじめ藤原・平石両理事、他役員)がた一心同体となって有意義な実のり多い講習が行なわれた。

◇ 東 京 会 場 ◇

大阪会場の講習を終えた翌々日(8月22・23日)、東京会場の講習が待ち受けていた。会場にはオリンピック記念青少年総合センターが当てられ、施設・設備ともに申分なき学習の場であった。

大阪会場より参加者は幾分少なめであったが、指導・習得の徹底にはほどよい人数といえよう。先ず藤井事務局長の司会宣言にはじまり、三浦副会長・遠山副会長・

重田理事長・中村理事の紹介あり、ただちに三浦副会長の挨拶の後、本日の講師遠山喜一郎先生の講演に移る。

講演は、

1. 体操の概念
2. 体操の推移
3. 体操の二面性
4. 新体操
5. リズミカルな動きの指導

を柱として幅広い指導が午前の時間一ぱいなされた。午後1時30分より実技講習に移る。大阪会場に引き続いて福富たか子・川向妙子両講師による指導がなされた。指導内容としては特にボール・なわ・輪の運動がとりあげられ、翌23日も冷房された室の中、終日汗にまみれ乍らの学習であった。

北は青森から南は熊本までトレーニングシャツをバックの中にひめてお集まり下さる先生がたの雄姿は明日の健康づくりに大きな希望と期待に輝くものであった。

～研究誌の内容・発行予定～

日本学校体育研究連合会機関誌「学校体育研究」

1) 内 容……主なものは次の2つである。

1. 「第三体育」の実践研究校の紹介

小学校では、東京、山形、青森、愛知、の4校、中学校では、愛知、東京の2校、高校では、熊本、東京の2校、計9校の研究実践推進校の様子を紹介する予定。

2. 「新しい指導要領の背景と方向」

中京大学教授前川峯雄氏の論文を載せる予定。

改善の内容についての概説、改善の背景と問題点などを折り込む予定である。

2) 発行予定日 昭和51年11月末日頃

## 報 告

## 昭和51年度全国保健体育優良校表彰要項

本年度学校体育優良校表彰は、昭和51年11月25日(木)、26日(金)滋賀県大津市で開催される第15回全国学校体育研究大会の開会式に続いて実施します。

各都道府県は、小学校、中学校、高等学校から候補校を下記事項により、ご推薦くださるようお願いいたします。

1. 各都道府県は推薦委員会(10名以内)をつくり、この推薦委員会の推薦による学校を決定し、推薦理由を添えて、連合会事務局宛8月31日(火)までに送付する。

推薦校数は、各都道府県ごとに3校までとする。但し、東京都、特に希望する政令都市をもつ道府県にあっては4校まで推薦することができる。

2. 第1項のほか、推薦資料および推薦決定校の保健体育の実情を800字以内にまとめ、8月31日(火)までに送付する。

3. 優良校の決定は、中央審査委員会で10月4日(月)までに決定し、当該推薦委員会に通知する。

4. 各都道府県の推薦委員会から推薦され優良校に決定した学校は、保健体育に関する研究の中からその一つを選び、研究内容を次の各項により、(400字詰原稿用紙5枚以内)10月9日(土)までに提出する。

(1)研究学校名 (2)研究者氏名 (3)研究題目 (4)研究目的 (5)研究対象・人員 (6)研究方法 (7)研究内容 (8)結果の処理および活用 (9)研究結果の反省

## 5. 推薦の基準

(優良校の選定は、概ね下記各項に基いて行う)

- (1) 保健体育の目的に添い、継続的に指導の実を挙げているもの。
- (2) 保健体育の指導計画が綿密になされその効果を挙げているもの。
- (3) 保健体育の施設用具が学校の実情に応じてよく整備活用されているもの。
- (4) 保健体育と他の学校教育活動が調和し、教育に効果を挙げているもの。
- (5) 教科外における保健体育の組織と運営がよく工夫され効果を挙げているもの。
- (6) 学校と地域社会が密接な連携のもとに保健体育についてその効果を挙げているもの。
- (7) 保健体育に関する調査や研究が継続的に行われ、それが実際の指導に役立てられているもの。
- (8) 全教師が協力して保健体育の研究と指導に努力しているもの。

6. 優良校として推薦された学校は、スポーツテスト(体力診断テスト、運動能力テスト)を実施して、10月9日(土)までに送付する。

備考 優良校推薦書には、候補校の学校名、所在地、

校長名、体育主任名(総べてふりがなをつける)を洩れなく記入する。

以 上

## 昭和51年度全国保健体育功労者表彰要項

## 1. 趣 旨

日本学校体育研究連合会では、加盟団体の中から学校体育の発展に顕著な業績をあげた指導者を表彰し、これからの学校体育の発展に寄与せんとするものである。

## 2. 表彰の対象

加盟各都道府県の国・公・私立学校において学校体育の指導ならびに本会の発展に功績があった者とする。

## 3. 候補者の推薦

(1) 各都道府県は、推薦委員会(10名以内)をつくり、この推薦委員会の推薦による候補者を決定し、推薦理由を添えて連合会事務局宛、8月31日(火)までに送付する。

(2) 推薦候補者数は、各都道府県ごとに3名までとする。但し、東京都6名、特に希望する政令都市をもつ道府県にあっては4名まではすることができる。

## 4. 被表彰者の審査および決定

各都道府県推薦委員会から推薦された者について、(財)日本学校体育研究連合会は、昭和51年10月4日(月)までに決定し、当該推薦委員会に通知する。

## 5. 推薦基準

- (1) 学校体育の研究および実践に貢献し、各都道府県内において模範となりうる者。
- (2) 国・公・私立学校に20年以上勤務した者。
- (3) 年齢は満55才以上とする。

## 6. 表彰式

昭和51年11月25日(木)第15回全国学校体育研究大会開会式に続いて実施する。

備考 推薦書には、候補者の勤務校、その所在地、氏名など(総べてふりがなをつける)を洩れなく記入する。

## 指導者表彰に関するたゞし書き

表彰は、昭和51年度表彰要項によって行なうがその運用について、次の点について配慮されたい。

1. 各都道府県候補者数については表彰要項に示す定数を厳守すること。(このことは優良校推薦の場合も同じ)
2. 候補者は現職者であることが望ましいが事情により退職した者を候補者として推薦しても差支えない。
3. 表彰要項の5.推薦基準(3)年齢満55才以上と規定しているが、女子の候補者を推薦しようとする場合に限り、当該都道府県の女子の定年退職の年齢と読みかえて推薦することができる。

以 上

## 体育・スポーツ着等推せんに関する趣意書

1. 財団法人日本学校体育研究連合会は、このたび「寄付行為」を改正し、学校体育の指導ならびに研究を助成することを主たる目的とすることになりました。したがって、その目的を達成するためには、財団法人に相応しい基本金の確立、ならびに財源の確保が必要となり、その原資を広く有志（個人または団体等）に仰ぐことになりました。

本連合会は、こうした軌道修正による、新しい財団としての使命の重要性を一段ときびしく認識しながら、健全な資金導入を検討する必要に迫られています。幸にも本連合会の趣旨に賛同、協力しようとする有志も少なくありませんので、本連合会としても、優秀な体育用品を研究開発して、これら有志の好意に応えたいと思います。

2. 本連合会は、本年早々に先ずその事業の一環として、学校内外に於ける児童・生徒の体育・スポーツ着等の研究と、その優良製品の推せんにつき、専門委員会を設け、審議と検討を重ねてきました。平素学校での体育・スポーツ着等は、学校給食にも匹敵する程の性格をもつものであり、教育能率上、危険防止上、並びに使用者側の経済的負担上、きわめて重大な問題であるにも拘わらず、従来、ほとんど放置の状態にあります。それは本連合会による全国的実態調査によってもきわめて明白な事実であります。すなわち、本連合会によって優良校として表彰された、全国の小・中・高等学校の中から、500校ほどを無作為に抽出してアンケートをとり、その結果を参考にしながら、慎重、審議を重ねた結果、本連合会として推せんできる体育・スポーツ着等は、大略次の如き条件をそなえなければならぬことを確認しました。

- (1) 運動しやすく、安全・健康的で、指導・管理上でも便利なものであること。
- (2) 良質で、なるべく廉価なものであること。
- (3) 耐久性の強いものであること。
- (4) 色彩、デザイン等の点からも児童生徒

の美的感覚を満足させ、且つ品位のあるものであること。

以上の四つの条件の中でも、(1)と(2)は最も基本的な条件であり、とりわけ(2)の条件を充足させるためには、更に次の如き要件が必要であります。

- ア. 早期に必要な数量を確認、発注すること。
- イ. 業者サイドの宣伝・広告・人件費等が極少化されること（(2)と密接な関係あり）
- ウ. 完全配給をほぼ可能にし、残品を極少化すること（(2)と密接な関係あり）
- エ. 流通機構を可能な限り単純化すること。
- オ. 品種を必要最少限に整理し、製造工程を簡素化すること。
- カ. 大量生産と大量販売を安全・正確に実行するために、社会的に信用度の高い業者、永年各校と信頼関係にある小売業者、および本連合会との間に、完全なプロジェクトが構成されること。

本連合会は、以上の如き専門委員会の構想のもとに製作され、且つ前掲の諸条件を充足するものと認定された体育・スポーツ着等については、本連合会の指定マークを付けて、積極的にこれを推せんする考えであります。具体的に申し上げますと、専門委員会の報告に基づき最終的に、信用度の高い一流メーカー並びに販売業者の協力のもとに、本連合会指定マーク付きの体育・スポーツ着等の製造販売を認めることになりました。

3. 因みに本連合会は、頻発しつつある学校内外に於ける体育・スポーツ事故に対して、「傷害保険」によって補償する目的のもとに、前記企画に協賛する業者並びに保険会社数社と具体的に契約折衝中であり、明年度より実施致します。（詳細については、「学体連」会報で報告）

以上のような趣旨でありますので、御賛同・ご協力をお願い致します。

## 団体傷害保険の御案内

最近、学校において、体育の授業中に児童・生徒が思わぬ怪我をする事故がしばしば起きており、そのほかにも、学校スポーツ中、クラブ活動中等、数多くの事故が発生しております。

この保険は、前述のような、学校管理下における事故を補償する傷害保険であり、最高10万円迄の支払を受けられるものです。

契約方法は、無記名式団体一括契約で、日本学校体育研究連合会認定製品（連合会認定マーク付の体育・スポーツ着等）を購入した学校の全生徒が、自動動的に、被保険者となります。

### 記

#### 1. 担 保 内 容

「学校管理下」における傷害事故を担保する。

学校管理下とは、

- 1 - 1. 学校の授業中（正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます）  
および休憩時間中
- 1 - 2. 学校の授業開始前、または授業終了後における在校中（学校長が一般に承認している場合に限る）
- 1 - 3. 学校の授業のため、学校または学校の指定する場所と被保険者の住所との通常の経路の往復中
- 1 - 4. 教育委員会、その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率して参加した場合に限ります）および、行事の場所と被保険者の住所との通常の経路の往復中

#### 2. 保険の契約内容と支払金

- 2 - 1. 死 亡 保 険——100,000円迄支払います。
- 2 - 2. 後遺傷害保険——傷害を受けた日より180日以内に、死亡または、  
不具・失明等の後遺傷害が生じたときは、その程度に応じて次表のとおり、お支払いいたします。

### 3. 免 責 事 項

- 3-1. 故 意
- 3-2. 自殺行為(但し、小・中学生は有責)
- 3-3. 脳 疾 患(但し、小・中学生は有責)
- 3-4. 疾 病(但し、小・中学生は有責)
- 3-5. 心神喪失(但し、小・中学生は有責)
- 3-6. 大気汚染・水質汚濁などの環境汚染
- 3-7. 放射能等

### 4. 保険有効期間———1カ年契約

尚、保険金支払請求の際に、簡単な請求用紙を提出して戴くことになりま  
す。御採用いただきました学校には、後日、用紙をお届け致しますのでよ  
ろしく御願ひします。

以 上

### 後 遺 傷 害 保 険 算 定 基 準

|                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 眼の障害</b><br>(1) 両眼が失明したとき…………… 100%<br>(2) 1眼が失明したとき…………… 60%<br>(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき… 5%<br>(4) 1眼が視野狭窄となったとき…………… 5%                         | <b>7. 腕(手関節より上部をいう)、脚(足関節より上部をいう)の障害</b><br>(1) 1腕または1脚を失ったとき…………… 60%<br>(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節以上の機能を全く廃したとき…………… 50%<br>(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき…………… 35%<br>(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき… 5% |
| <b>2. 耳の障害</b><br>(1) 両耳の聴力を全く失ったとき…………… 80%<br>(2) 1耳の聴力を全く失ったとき…………… 30%<br>(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき…………… 5%                                    | <b>8. 手指の障害</b><br>(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき…………… 20%<br>(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき…………… 15%<br>(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき…………… 8%<br>(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき…………… 5%                              |
| <b>3. 鼻の障害</b><br>(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき…………… 20%                                                                                                          | <b>9. 足指の障害</b><br>(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき…………… 10%<br>(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき…………… 8%<br>(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき…………… 5%<br>(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき…………… 3%                     |
| <b>4. 咀嚼、言語の障害</b><br>(1) 咀嚼くまたは言語の機能を全く廃したとき…100%<br>(2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すとき…………… 35%<br>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すとき…15%<br>(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき…………… 5% | <b>10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき…………… 100%</b>                                                                                                                                             |
| <b>5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状</b><br>(1) 外貌に著しい醜状を残すとき…………… 15%<br>(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmのはんこん、長さ3cmの線状こん程度をいう)を残すとき…………… 3%                                 |                                                                                                                                                                                                  |
| <b>6. 脊柱の障害</b><br>(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき…………… 40%<br>(2) 脊柱に運動障害を残すとき…………… 30%<br>(3) 脊柱に奇形を残すとき…………… 15%                                         |                                                                                                                                                                                                  |

お 願 い

「体育・スポーツ着等推せんに関する趣意書」にご賛同のむきは、  
下記様式のような同意書（半紙大）を作成の上，本部あてお送り  
ください。

送 り 先

財団法人 日本学校体育研究連合会

〒151

東京都渋谷区代々木神園町三丁目十番

オリンピック記念青少年総合センター

TEL (03) 465-3954

体育・スポーツ着等推選に関する同意書

財団法人日本学校体育研究連合会の「体育・スポーツ  
着等の推選」に関する趣旨に同意する。

昭和 年 月 日

所在地

郵便番号

学校名

学校長名

保健・体育  
担当者名

財団法人 日本学校体育研究連合会  
会長 今村嘉雄 殿

㊟ ㊟